

特 記 仕 様 書

(適用範囲)

本仕様書は、高松市平和公園合葬式墓地整備工事に係る地質調査及び基本設計業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

(仕様書の適用)

本業務は、本仕様書のほか、次の技術基準書に従い履行するものとする。

土木工事共通仕様書（香川県土木部）

設計業務等共通仕様書（香川県土木部）

高松市開発指導技術基準

その他関係技術基準

(法令等の遵守)

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令を遵守し、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

(業務工程の管理)

受注者は、本業務契約後、速やかに詳細な作業計画書を提出しなければならない。

業務履行中、作業工程に変更が生じた場合、調査職員に報告し、承認を得た上で、変更作業計画書を提出すること。

(業務の概要)

三谷町外1町地内に位置する高松市平和公園において、合葬式墓地を新設するにあたり、地質調査を行ったうえで基本設計図の作成を行うことを目的とする。

基本設計業務

- ・ 計画内容の検討及び設定
- ・ 諸施設の検討及び設定
- ・ 基本設計図の作成
- ・ 鳥瞰図及び透視図の作成

地質調査業務

- ・ 土質ボーリング L = 15 m
- ・ 原位置試験 N = 15 回
- ・ 土質試験 一式
- ・ 資料整理とりまとめ
- ・ 断面図等の作成

- ・ 本業務には、関係機関との協議及び調査職員が指示する検討書等の作成を含むものとする。
- ・ ボーリングの途中で湧水が認められた場合は、正確にその深度を測定し記録するとともに、調査完了まで、毎日作業開始前に孔内水位を測定し記録すること。なお、常水位は、ボーリング孔内の水位、季節的な水位の変動等を総合的に判断して決定する。

(管理技術者)

受注者は、本業務の遂行に当たり、相当の経験を有する管理技術者を配置しなければならない。なお、配置する管理技術者は、業務の遂行に必要な資格・能力を有するものとする。

また、管理技術者以外の技術者を配置する場合は、あらかじめ調査職員の承諾を受けなけ

ればならない。

(業務の完了・後片付け)

現場作業の終了後は、試験孔を埋戻し、後片付けを行うこと。

本業務は、全ての提出書類を納入し、本市検収員の検収合格をもって完了とする。

(報告書等提出書類)

報告書は次に従い、電子媒体とともに提出すること。

報告書の形式及び内容

- ・ 報告書の大きさはA4判とする。
- ・ 表紙には、業務名、受注者名及び調査年月を明記する。
- ・ 業務概要を記載するとともに、変更があった場合は、その内容を明記する。
- ・ 調査敷地位置図は、5万分の1の地図とする。
- ・ 配置図には、調査地点、番号、標高、基準点、調査項目を明記する。
- ・ 指定する箇所について推定地層断面図を作成する。
- ・ 調査結果の説明及び総合的な考察を、報告書の末尾に記述する。

調査場所の状況、試験状況等を示す記録写真を提出する。記録写真はカラーとし、調査職員の指示する箇所を撮影する。

標本箱は任意の形式とし、完了後に提出する。

(不当要求行為の排除対策)

受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外のもので、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不当行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- 2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- 3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するように下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた時は、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出すること。

(業務の変更)

受注者は、設計図書の内容を変更する必要がある場合には、調査職員の指示に基づき実施す

るものとし、調査職員の指示があったときには、変更に関する資料、数量計算書等を作成し、速やかに提出しなければならない。

(適正な労働条件の確保)

労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保に関しては次によること。なお、5) 以外は法定事項である。

- 1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- 2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- 3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- 4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払いの遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- 5) 本業務の設計は、国土交通省の設計業務委託等技術者単価等に基づき積算しているので、この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについても配慮すること。また、下請契約等を締結する場合は、下請等労働者に対しても適切な賃金が支払われるよう元請業者として配慮すること。
- 6) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- 7) 1) から6) までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法他労働関係法規を遵守すること。

(内部公益通報制度)

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

(実績情報の登録)

受注者は、契約金額が100万円以上の全ての業務について、測量調査設計業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けた上、（一財）日本建設情報総合センターに10日以内（土・日・祝日を除く）に登録しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかにその写しを調査職員に提出しなければならない。

(業務上の疑義)

特記仕様書に定めのない事項及びその他仕様書等に疑義が生じた場合は、調査職員と協議し決定するものとする。